

父母の会の免税NPO（非営利団体）化について

免税 NPO 化までの過程：

- 1997年：NJ 補習授業校中高等部の父母の会が「J-KOU-FUBO-KAI, P.T.A., INC.」という名前で、NJ 州の NPO 法人として登録される。その後、IRS から EIN (Employer Identification Number の略で、所謂 Tax ID number のこと)を取得。
- 1999年：NJ 補習授業校がパラマス校に移転し、幼初等部、中高等部が統合される。その際の父母の会が上記の EIN で銀行口座(Bank of America)を開設。
- 2006年：経理に詳しい役員により「少なくともここ数年、父母の会では年総収入が 25,000 ドルを超えているため、NPO 法人として設立されているとしても、IRS に税務申告 (tax returns)をする義務があるはずだが、されている形跡がない」という問題提起がある。
- 2007年：2006 年の問題提起に対し免税 NPO に関する調査を開始。その結果以下の事が判明。
 - NPO 法人として登録された組織は、年の総収入が 5,000 ドルを超えた時点で免税団体となるための申請をする義務がある。これを怠った場合、IRS より罰金（Non Compliance Fee、最大\$10,000 まで）がかかる場合がある。
 - 1997 年の設立以来、父母の会が一度も税務申告や免税団体となる申請をした形跡がない。
 - NJ 州に対する毎年の手続きが1999年よりなされていないため、父母の会の NPO 法人としてのステイタスが無効になっている。
 - NPO 法人のステイタスがなければ、運営に当たる役員個人も、未納の税金や罰金の対象となり得る。
 - NPO 法人のステイタスがなければ、PTO 保険などに加入して父母の会の活動を保護することもできないため、父母の会に対し訴訟が起こった場合などにボランティアで働いている保護者に迷惑がかかる可能性がある。
- 2008年3月：それまで未納入であった Annual Report Fee を納め、NPO 法人のステイタス復活の手続きをとる。その結果、元の「J-KOU-FUBO-KAI, P.T.A., INC.」という名前で NJ 州の NPO 法人として再登録される。
- 2008年8月：IRS に免税団体となるための申請書を提出。
- 2009年4月21日：免税団体として認可が下りる（"Tax Exempt Status under section 501(c)(3) of the IR Code"を取得）。この Tax Exempt Status は、J-KOU-FUBO-KAI, P.T.A., INC.の設立日である 1997 年 12 月 23 日まで遡って有効だとされ、これまでの法人税や手続きが遅れたことによる罰金はなし。
- 2009年5月：父母の会の現行のビジネス名である"NJ FUBONOKAI"が正式に alternate name として登録される。
- 2009年6月：
 - NJ 州の消費税免税のための certificate (ST-5 form)を取得。
 - 初回の tax returns (2008 年度用の税務処理)を提出。
 - 初回の Charities Registration を提出。

免税 NPO 化したことによる利点：

- 父母の会が本来の会の目的である、NJ 補習授業校に通う生徒やその保護者のための活動が続ける限り、その収入に対して国や州の法人税(business tax)がかからない。
- 父母の会が購入するものに NJ 州の消費税がかからない。
- 免税団体としての認可が下りたことで、寄付をしていただく個人や企業などにも税制上の優遇措置があるため、寄付金額が増える可能性が高くなる。
- 年の総収入 (gross receipts) を通常 25,000 ドル以下 (3 年間の総収入の平均) にしておけば、IRS への税務申告手続き (tax returns) はオンラインにてその旨を報告するだけで済む。税務申告の書類準備にあたる会計士を雇う費用 (2008 年の調査では 750～1500 ドルが必要) や、会計士に提出する書類作成などの手間が節約される。

免税 NPO 化したことによって制約される活動：

- 父母の会の設立趣旨や目的に外れる活動。
- 会の収益を特定の団体や個人の利益になるようにするシステム (例：株主などをつけて収益の何割かを配布する、役員などに法外な金額の給与をだす等)。
- 国や州、又は地方自治体などの役人候補者に有利、又は不利になるような政治的キャンペーン。
- 立法機関に影響を及ぼすための政治運動(lobbying): 完全に禁止されているわけではないが、活動量やそれにかける資金が多すぎると問題となる。
- 寄付をしてくれた企業や団体の宣伝活動をする、その寄付金が広告ビジネスによる利益とみなされ、免税や税金控除の対象にならない場合があるので注意する。

免税 NPO の必要業務：

1) Corporate Annual Report:

毎年 NJ 州の Division of Revenue に提出するもので、現在はオンラインにてビジネスの登録ナンバー、ビジネスタイプ、ビジネスの創設日、住所、officer (執行部役員にあたる) の名前といった情報を報告、又は更新する。

2) NJ Charities Registration Annual Filing:

毎年 NJ 州の Division of Consumer Affairs に提出するもので、受けた寄付金の額によって提出する書類の内容や手数料が変わってくる。寄付金が 10,000 ドルに達しない場合は必ずしも登録する必要はないとされているが、公的にはしている方が好ましい。

3) Tax Returns:

毎年 IRS に対してする税務申告。免税 NPO は年総収入が 25,000 ドル以内の場合はオンラインでその旨を報告するだけでよい。総収入が 25,000 ドルを越える場合は提出書類が複雑になるため会計士を通して処理した方がよい。

4) 会の記録の保管

1. 父母の会の基本的な書類 (certificate of incorporation, by-laws 等)
2. 執行部会、定例会の議事録
3. 会員名簿
4. 会計の記録
5. 年間の必要手続きの記録
6. 上記 2、3、4、5 については万が一の監査のために 4 年間分は保存する